

山梨県公報

第千二百五十五号

平成十四年

一月七日

月 曜 日

目 次

告 示

字の区域変更(三件)……………一

公 告

林業用種苗生産事業者講習会の開催……………六

開発行為に関する工事の完了について……………六

告 示

山梨県告示第一号

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百六十条第一項の規定により、
市長から次のとおり字の区域を変更する旨の届出があつた。なお、この処分は、土地改
良法(昭和二十四年法律第九十五号)第五十四条第四項の規定による換地処分公告
があつた日の翌日からその効力を生ずる。
平成十四年一月七日

山梨県知事 天 野 建

変更前の字の区域	大字上円井字小石沢八二二の一から八一 二の四まで、八一三、八一五の二の一 八一六の二の一、八一七の二の一、 八二二の二の一及びこれらの一の区域に隣 接介在する道路である国有地の全部	変更後の字の区域	大字上円井字上河原
大字上円井字高畑六七四の二、六七五の 二、六七六の一、六七七の二、六七八の 二、六七九の二、七八〇の二、七八一の 二、七八二の二、七八三の二、七八四の 二、七八五の二、七八六の二、七八七の 二、七八八の二、七八九の二、七九〇の 二、七九一の二、七九二の二、七九三の 二、七九四の二、七九五の二、七九六の 二、七九七の二、七九八の二、七九九の 二、八〇〇の二及びこれらの一の区域に隣 接介在する道路、水路である国有地の全 部及びこれらの一の区域に隣接する 国有地の一部	大字上円井字小石沢		

大字上円井字洞沢六〇六の二及びこれらの一の区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部

大字上円井字蕪田九五七の一、九五七の二、九五八の一、九五八の二、九五九の一、九五九の二、九六〇の一、九六〇の二、九六一の一、九六一の二、九六二の一、九六二の二、九六三の一、九六三の二、九六四の一、九六四の二、九六五の一、九六五の二、九六六の一、九六六の二、九六七の一、九六七の二、九六八の一、九六八の二、九六九の一、九六九の二、九七〇の一、九七〇の二、九七一の一、九七一の二、九七二の一、九七二の二、九七三の一、九七三の二、九七四の一、九七四の二、九七五の一、九七五の二、九七六の一、九七六の二、九七七の一、九七七の二、九七八の一、九七八の二、九七九の一、九七九の二、九八〇の一、九八〇の二、九八一の一、九八一の二、九八二の一、九八二の二、九八三の一、九八三の二、九八四の一、九八四の二、九八五の一、九八五の二、九八六の一、九八六の二、九八七の一、九八七の二、九八八の一、九八八の二、九八九の一、九八九の二、九九〇の一、九九〇の二、九九一の一、九九一の二、九九二の一、九九二の二、九九三の一、九九三の二、九九四の一、九九四の二、九九五の一、九九五の二、九九六の一、九九六の二、九九七の一、九九七の二、九九八の一、九九八の二、九九九の一、九九九の二、一〇〇〇の一、一〇〇〇の二

大字上円井字洞沢六一五の一、六一五の二、六一六の一、六一六の二、六一七の一、六一七の二、六一八の一、六一八の二、六一九の一、六一九の二、六二〇の一、六二〇の二、六二一の一、六二一の二、六二二の一、六二二の二、六二三の一、六二三の二、六二四の一、六二四の二、六二五の一、六二五の二、六二六の一、六二六の二、六二七の一、六二七の二、六二八の一、六二八の二、六二九の一、六二九の二、六三〇の一、六三〇の二、六三一の一、六三一の二、六三二の一、六三二の二、六三三の一、六三三の二、六三四の一、六三四の二、六三五の一、六三五の二、六三六の一、六三六の二、六三七の一、六三七の二、六三八の一、六三八の二、六三九の一、六三九の二、六四〇の一、六四〇の二、六四一の一、六四一の二、六四二の一、六四二の二、六四三の一、六四三の二、六四四の一、六四四の二、六四五の一、六四五の二、六四六の一、六四六の二、六四七の一、六四七の二、六四八の一、六四八の二、六四九の一、六四九の二、六五〇の一、六五〇の二、六五一の一、六五一の二、六五二の一、六五二の二、六五三の一、六五三の二、六五四の一、六五四の二、六五五の一、六五五の二、六五六の一、六五六の二、六五七の一、六五七の二、六五八の一、六五八の二、六五九の一、六五九の二、六六〇の一、六六〇の二、六六一の一、六六一の二、六六二の一、六六二の二、六六三の一、六六三の二、六六四の一、六六四の二、六六五の一、六六五の二、六六六の一、六六六の二、六六七の一、六六七の二、六六八の一、六六八の二、六六九の一、六六九の二、六七〇の一、六七〇の二、六七一の一、六七一の二、六七二の一、六七二の二、六七三の一、六七三の二、六七四の一、六七四の二、六七五の一、六七五の二、六七六の一、六七六の二、六七七の一、六七七の二、六七八の一、六七八の二、六七九の一、六七九の二、六八〇の一、六八〇の二、六八一の一、六八一の二、六八二の一、六八二の二、六八三の一、六八三の二、六八四の一、六八四の二、六八五の一、六八五の二、六八六の一、六八六の二、六八七の一、六八七の二、六八八の一、六八八の二、六八九の一、六八九の二、六九〇の一、六九〇の二、六九一の一、六九一の二、六九二の一、六九二の二、六九三の一、六九三の二、六九四の一、六九四の二、六九五の一、六九五の二、六九六の一、六九六の二、六九七の一、六九七の二、六九八の一、六九八の二、六九九の一、六九九の二、七〇〇の一、七〇〇の二

大字上円井字洞沢四四七の二、四四七の三、四四八の一、四四八の二、四四九の一、四四九の二、四五〇の一、四五〇の二、四五一の一、四五一の二、四五二の一、四五二の二、四五三の一、四五三の二、四五四の一、四五四の二、四五五の一、四五五の二、四五六の一、四五六の二、四五七の一、四五七の二、四五八の一、四五八の二、四五九の一、四五九の二、四六〇の一、四六〇の二、四六一の一、四六一の二、四六二の一、四六二の二、四六三の一、四六三の二、四六四の一、四六四の二、四六五の一、四六五の二、四六六の一、四六六の二、四六七の一、四六七の二、四六八の一、四六八の二、四六九の一、四六九の二、四七〇の一、四七〇の二、四七一の一、四七一の二、四七二の一、四七二の二、四七三の一、四七三の二、四七四の一、四七四の二、四七五の一、四七五の二、四七六の一、四七六の二、四七七の一、四七七の二、四七八の一、四七八の二、四七九の一、四七九の二、四八〇の一、四八〇の二、四八一の一、四八一の二、四八二の一、四八二の二、四八三の一、四八三の二、四八四の一、四八四の二、四八五の一、四八五の二、四八六の一、四八六の二、四八七の一、四八七の二、四八八の一、四八八の二、四八九の一、四八九の二、四九〇の一、四九〇の二、四九一の一、四九一の二、四九二の一、四九二の二、四九三の一、四九三の二、四九四の一、四九四の二、四九五の一、四九五の二、四九六の一、四九六の二、四九七の一、四九七の二、四九八の一、四九八の二、四九九の一、四九九の二、五〇〇の一、五〇〇の二

大字上円井字蕪田

大字上円井字高畑

大字上円井字宮ノ前一二二の二、一二二の三、一二三の二、一二三の三、一二四の二、一二四の三、一二五の二、一二五の三、一二六の二、一二六の三、一二七の二、一二七の三、一二八の二、一二八の三、一二九の二、一二九の三、一三〇の二、一三〇の三、一三一の二、一三一の三、一三二の二、一三二の三、一三三の二、一三三の三、一三四の二、一三四の三、一三五の二、一三五の三、一三六の二、一三六の三、一三七の二、一三七の三、一三八の二、一三八の三、一三九の二、一三九の三、一四〇の二、一四〇の三、一四一の二、一四一の三、一四二の二、一四二の三、一四三の二、一四三の三、一四四の二、一四四の三、一四五の二、一四五の三、一四六の二、一四六の三、一四七の二、一四七の三、一四八の二、一四八の三、一四九の二、一四九の三、一五〇の二、一五〇の三、一五一の二、一五一の三、一五二の二、一五二の三、一五三の二、一五三の三、一五四の二、一五四の三、一五五の二、一五五の三、一五六の二、一五六の三、一五七の二、一五七の三、一五八の二、一五八の三、一五九の二、一五九の三、一六〇の二、一六〇の三、一六一の二、一六一の三、一六二の二、一六二の三、一六三の二、一六三の三、一六四の二、一六四の三、一六五の二、一六五の三、一六六の二、一六六の三、一六七の二、一六七の三、一六八の二、一六八の三、一六九の二、一六九の三、一七〇の二、一七〇の三、一七一の二、一七一の三、一七二の二、一七二の三、一七三の二、一七三の三、一七四の二、一七四の三、一七五の二、一七五の三、一七六の二、一七六の三、一七七の二、一七七の三、一七八の二、一七八の三、一七九の二、一七九の三、一八〇の二、一八〇の三、一八一の二、一八一の三、一八二の二、一八二の三、一八三の二、一八三の三、一八四の二、一八四の三、一八五の二、一八五の三、一八六の二、一八六の三、一八七の二、一八七の三、一八八の二、一八八の三、一八九の二、一八九の三、一九〇の二、一九〇の三、一九一の二、一九一の三、一九二の二、一九二の三、一九三の二、一九三の三、一九四の二、一九四の三、一九五の二、一九五の三、一九六の二、一九六の三、一九七の二、一九七の三、一九八の二、一九八の三、一九九の二、一九九の三、二〇〇の二、二〇〇の三

大字上円井字宮ノ前

<p>大字下内井字赤余下四五八の一の一部、五二六の一の一部及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部並びに字仁反田下三四三に隣接する字赤余下の道路である国有地の一、字仁反田下三四一の地先の字赤余下の道路である国有地の一</p>	<p>大字下内井字仁反田下</p>
<p>大字下内井字赤余下五五〇の一、五五〇の一、五五四の一、五五六の一、五五八の一及びこれらの区域に隣接する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字下内井字上河原</p>
<p>大字下内井字仁反田下二九八の一の一部、三〇三の一の一部、三〇五の一、三〇六の一、三一〇の一、三一〇の一、三一七の一、三一八の一、三一八の一、三二四の一、三二五の一、三二七の一、三二九の一及びこれらの区域に隣接介在する道路である国有地の全部</p>	<p>大字下内井字下幅下</p>
<p>大字下内井字北幅下九八の一、九八の二の一、二二四の一、二五六から二五八までの各一部、二五九、二六〇、二六一の一、二六八の二の一、二六九の二の一、二七四の二、二七五の一、二七五の二、二七七の一、二七七の二から二七七の四まで、二七八の一、二八〇の二、二八一の一、二八一の二、二八一の三、二八五の一及びこれらの区域に隣接介在する道路、水路である国有地の全部</p>	<p>大字下内井字竹の後</p>

公 告

林業用種苗生産事業者講習会の開催

林業種苗法（昭和四十五年法律第八十九号）第十一条第一項の規定により、平成十三

年度林業用種苗生産事業者講習会を次のとおり開催する。

平成十四年一月七日

山梨県知事 天 野 建

一 開催日時

平成十四年二月一日（金） 午前九時三十分から午後五時まで

二 講習場所

甲府市丸の内一丁目九番十一号 山梨県民会館二階二〇一号会議室

三 受講対象者

山梨県内に住居を有し、林業用種苗生産事業を行おうとする者

四 受講手続

1 提出書類

受講申込書（山梨県森林環境部森林整備課及び各地域振興局林務環境部に備えてある所定の用紙によること。）

2 受講手数料

一万四千元（受講申込書に一万四千元に相当する額面の山梨県収入証紙をはり付け、消印をしないこと。）

3 受講申込書提出先

住所地を所轄する地域振興局林務環境部

4 受講申込書受付期間

平成十四年一月七日（月）から平成十四年一月二十五日（金）まで（県の休日を除く。）

五 講習内容

1 種苗に関する法令 二時間

2 種苗の産地及び系統に関する事項 二時間

3 種苗の生産技術に関する事項 二時間

六 その他

- 講習会の課程を修了した者には、修了証明書を交付する。
- 受講手続等に関し不明の点は、山梨県森林環境部森林整備課（電話〇五五 二二三 一六四七）又は各地域振興局林務環境部森づくり推進課に問い合わせること。

開発行為に関する工事の完了について

都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為に関する工事は、完了した。

平成十四年一月七日

山梨県知事 天 野 建

一 開発区域（工区）に含まれる地域の名称

南都留郡河口湖町船津字下松ノ木三〇二八の三、三〇三〇の四、三〇三〇の五、三〇六一の二、三〇六二の二、三〇六二の五及び三〇六二の六

二 開発許可を受けた者の住所及び氏名

大月市御太刀一丁目四番十号 湖山商事株式会社 代表取締役 湖山泰三

発行者 山梨県 甲府市丸の内一丁目六番一号

印刷所 (株)サンニチ印刷 甲府市北口二丁目六番